

(浜松) 梶子遺跡は、三方原台地の南に広がる海岸平野の第二砂堤列（旧砂丘）から北側の湿地（砂堤列間湿地）にかけて占地する。木簡を多く出土した伊場・城山遺跡も、この第二砂堤列と、その周辺に広がる遺跡である。今回の梶子遺跡の調査区の南が城山遺跡である。また、木簡が出土した遺構は、伊場遺跡から延びる大溝である。従って伊場・城山・梶子の三遺跡は、本来一連の

- 1 所在地 静岡県浜松市南伊場町
- 2 調査期間 一九九二年(平4)七月～一二月
- 3 発掘機関 勅浜松市文化協会
- 4 調査担当者 鈴木敏則（浜松市博物館）
- 5 遺跡の種類 集落跡・官衙跡及びその周辺部
- 6 遺跡の年代 四世紀～三世紀
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

梶子遺跡についての調査は、今回を含め九回行なわれている。今回は、社宅建設工事に伴う事前調査として行なわれ、一九九三年度中に報告書を刊行する予定である。JR東海浜松工場は東西九〇〇m、南北五五〇mに及ぶ敷地を有している。その敷地内にある遺跡を総称して梶子遺跡と呼んでいるため、複数の遺跡が含まれている可能性が高い。今までに敷地内では、おもに弥生時代中期と後期の環濠集落と方形周溝墓が発見されている。これ以外にも奈良～平安時代の遺構・遺物も少しではあるが、確認されている。六次調査では木簡も三点発見されている（『木簡研究』五）。

今回の調査地は敷地の南西部に当たり、北側（A地区）と南側（B地区）の一箇所である。A・B両地区とも南北約一二m、東西約七〇mの発掘区である。

A地区では、伊場遺跡から延びる大溝が検出された。大溝の起源は、人工掘削なのか自然流路なのかは不明であるが、四世紀には存在したことが判明した。出土遺物の多くは七世紀後半～九世紀初めにかけてのもので、木簡一二点、墨書き土器・人面墨書き土器をはじめ、斎串、人形、馬形、舟形等祭祀用木製品のほか、多数の土器・木製品が出土した。

B地区では、七世紀前半の掘立柱建物七棟と、大小の溝を検出し

## 静岡・梶子遺跡

遺跡と見た方がよい。

う。

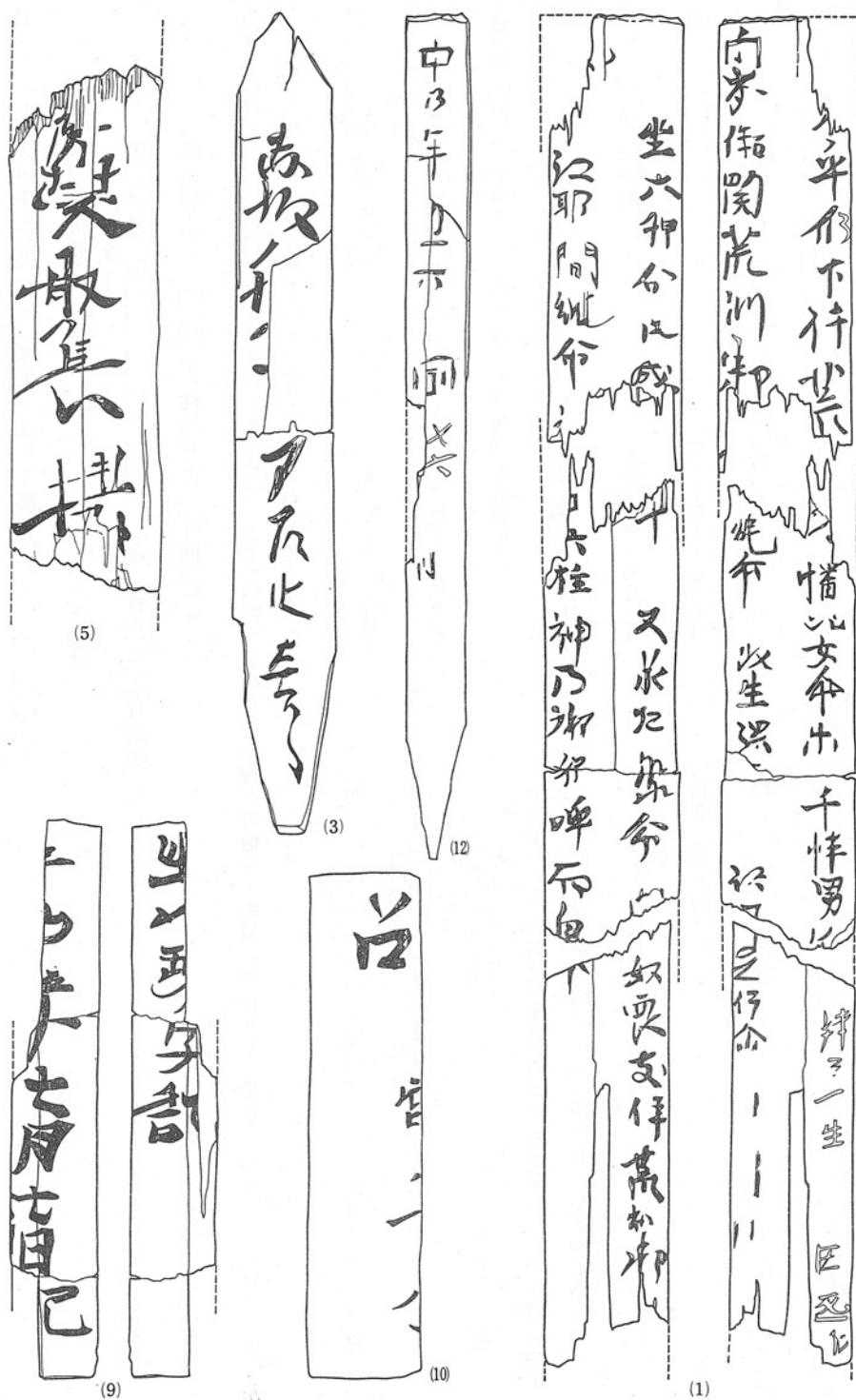
木簡は、一二点検出されたが、六次調査で三点が出土しており、合計一五点となる。いずれの木簡も、伊場遺跡から延びる大溝からの出土である。大溝の堆積土層は上から大きく六層に識別された。Ⅲ層が一〇世紀～十三世紀、Ⅳ層が八世紀末～一〇世紀、Ⅴ層が八世紀前半、Ⅶ層が六世紀～七世紀前半、Ⅷ層が五世紀後半、Ⅹ層が四世紀である。V層とVII層の間には、本来七世紀後半のVI層が存在するはずであるが、安定した包含層は認められず、V層とVII層の境界部分に当該期の土器が散在していたに過ぎない。

木簡(1)はV層下部ではあるが、VII層との境界近くからの出土である。この木簡が出土した周辺には、共伴する土器がなく、八世紀前半以前であるが、どこまで遡りうるかは不明である。木簡のすぐ下層からは七世紀前半の土器が出土している。木簡(2)は八世紀末～九世紀初頭の須恵器と共に伴していることから、この年代のものと思われる。木簡(3)はV層出土であるが、八世紀末～九世紀初頭の土器群の下から出土していることから、八世紀中葉まで遡る可能性がある。木簡(4)はV層出土で、八世紀前半と見てよい。木簡(5)は、IV層とV層の間から出土しているが、共伴遺物がない。層位的には八世紀代であるが、前半まで遡ることはないとであろう。木簡(6)は大溝の南斜面部で出土し、八世紀前半の土器群と共に伴していることから、木簡の年代もこの時期と見てよい。木簡(7)(8)(10)～(12)は、大溝が最も深く

なる部分（川のよどみ）から北肩部にかけてのIV層下部から、祭祀用土師器群と共に伴して出土した。この土師器の年代は八世紀末～九世紀初頭であることから、当期のものと推定される。木簡(9)には干支年紀と思われるものが記されているが、左辺が折損していて読みを確定できない。八世紀前半の土器を包む層に覆われたV層とVII層の境から出土した。すぐ下からは七世紀前半の土器が出土している。この地点のV層とVII層の境界付近には、藤原京の年代まで降ることのない七世紀後半の須恵器が散在している。従って木簡は、七世紀後半もしくは八世紀前半と考えられるが、前者の可能性が高いと思われる。

以上、木簡の出土層位と推定される年代について述べてきたが、木簡と年代の根拠となる土器の出土位置は必ずしも一致していない。南側のゆるやかな斜面部に土器が集中し、木簡の多くはあまり土器が存在しない大溝の深いよどみの部分から他の木製品とともに出土した。また、大溝の水の流れが一様ではなく、さらに大溝へ流れ込む小川も存在したようで、側面や川底部に凹凸がかなり存在する。そのため必然的に住居跡や土坑とは異なり、木簡の年代に幅をもたせざるを得なかつたり、誤認している可能性も否定できない。その点おことわりしておきたい。

## 8 木簡の釈文・内容



- (1) 「□□乎命下行荒□□幡比女命尔千幡男□□□□□□□」  
 尔聞御□荒別御□□□命 次生□□□足□命  
 •「□□坐□神分□成□□□□□又□□□命 奴良支□荒別御  
 □□次耶間雄命 □□□六柱神乃御□呼而白□」  
 (325)×32×3 081 四号\*
- 耶間雄命など六柱の神名などを書き記したものや、梶子遺跡付近の在地の神への信仰を物語る史料として貴重である。文中に「荒別」「成」「次」といった文字がみられるのは、神々の系譜を示したものか。

- (2) □渕 □□□「長カ」  
 (140)×41×4 019 五号
- (3) 「赤坂□□部□□□万呂」  
 (郷) (止カ) 198×25×5 051 六号
- 貢進物の荷札。赤坂郷は『和名抄』では敷智郡に見える。  
 (4) ×若万呂  
 (85)×15×4 039 七号
- 干支年をもつ木簡。干支の判読は困難であるが、巳卯年とすれば  
 六七九年。年月日が冒頭にくる古様の形式をもつてゐる。  
 (5) □契□長撰  
 (127)×35×4 081 八号
- (6) □□  
 (129)×(40)×6 081 九号  
 召喚文の木簡。
- (7) □又一人□□死□ □□□勿□□  
 (8) □□記□ 伝 □□□□ (306)×31×8 011 一〇号
- (9) □□□年七月七日□□  
 (己卯カ) (記カ) 135×20×2 011 一一号  
 •「坐□□□記」
- (10) 「召 □□□」  
 123×(27)×8 011 一一号
- (11) 「□□□乃君」  
 (竹カ) 195×20×4 051 一〇号
- (12) 「□□年□□六 □ □」  
 206×15×3 051 一五号  
 (1~7 鈴木敏則 8 鬼頭清明)